

弁護士法人愛知総合法律事務所（以下「甲」といいます。）と相談者（以下「乙」といいます。）は、ズームビデオコミュニケーションズが提供する ZOOM を用いた法律相談について、甲乙個別の協議に基づいて、以下のとおり合意します。

#### 第1条（ZOOM の利用と相談時推奨環境）

1 甲と乙は、ZOOM を用いて、法律相談を行います。甲と乙は、乙 ZOOM を利用にあたり、以下に定める事項を同意します。

- (1) ZOOM が推奨する OS を搭載した端末を用意すること。
- (2) ヘッドセット・ウェブカメラ等の機器を用意すること。
- (3) ZOOM の利用規約に従うこと。
- (4) 法律相談前までに ZOOM をダウンロードし、その機能を確認すること。
- (5) 通話ソフトウェア及びその利用に必要なハードウェアの故障、設定不備及び不具合により、法律相談を受けられない場合、甲は一切の責任を負わないこと。
- (6) ZOOM のチャット機能などを通じ、甲から送られてきたファイルや URL を開くときは、乙の自己責任で開くこと。
- (7) 前号の送られてきたファイル・URL が原因となって、ウイルス感染などの損害が発生した場合であっても、甲は一切の責任を負わないこと。
- (8) ZOOM の事情により生じたトラブルについては、甲は一切の責任を負わないこと。
- (9) ZOOM が提供するサービスに関する問い合わせには、甲は応じられないこと。

2 乙は、周りの雑音のない静かな環境からご相談ください。屋外等でのご相談は通信環境が不安定になったり、周囲の音に影響されたり、十分なお相談ができない場合がありますので、ご遠慮ください。

#### 第2条（相談の予約・変更等）

- 1 乙は、具体的な相談日を甲と調整の上、決定するものとします。
- 2 乙がご予約時刻に回答しない場合、ご相談をキャンセルしたものとみなします。この場合、再度のご相談をお受けできない場合もありますので、くれぐれもご留意ください。
- 3 通信環境の障害により通話が中断され再開が困難な場合、別日に振り替える等の代替措置はとりかねますので、くれぐれも、通信環境にはご配慮の上ご相談を開始ください。

#### 第3条（ZOOM を用いた相談の料金）

1 ZOOM を用いた相談が再相談にあたる場合、相談時間が 30 分を超えることが見込まれている場合などその他甲と乙とが協議をした場合には、相談料が発生します。

2 事前に相談料を振り込むことにした場合には、乙は、原則として相談の 2 営業日前までに、相談料を甲の指定する口座への振り込みにより支払うものとします。なお、料金支払の際の振込手数料等、支払に要する費用は全て乙の負担とします。

3 相談料を事前に振り込むことになっていた場合に、乙が相談料を期限までに支払わないとき、相談はキャンセルされたものとみなします。

4 乙の都合により、相談予約を無断キャンセルされた場合、ご返金等には応じられませんのでご注意ください。

5 予約日の変更は原則ご遠慮いただいております。もっとも、当初予定していた予約日から2営業日以内であれば、承れる場合もありますので、お問い合わせ下さい。

#### 第4条（相談時の録音・録画の禁止）

1 初回相談・再相談等を含め、相談時の内容を録音録画することは厳にお慎みください。

2 録音・録画がなされていることが発覚した場合には、直ちに法律相談を中止いたします。事前にお振込みいただいた相談料のご返金等には応じられませんのでご注意ください。

3 万が一、録音・録画が発覚した場合には、甲から乙に対し、生じた損害の賠償を請求することがございますので、予めご注意ください。